

八王子市立中山中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立中山中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害行為であり、どの生徒、どの学校でも起こり得ると捉え、その兆候をいち早く発見、共有します。そして被害生徒及び保護者の納得と合意のもと、迅速かつ組織的に対応します。解決にあたっては被害生徒を守り抜くことを第一優先に、加害生徒についても人格の成長を期し、家庭、地域、関係機関と連携して当該生徒の問題解決を図ります。また、いじめの未然防止に組織を挙げて取組み、居心地の良い学校づくりを進めます。

○令和7年度の重点項目

- ①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見・早期解決

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

○いじめの未然防止、早期発見・早期解決

- ・楽しい学校生活のためのアンケート（Q-U）の活用
- ・いじめ対応の時間の運用（毎週月曜）
- ・学校いじめ対策委員会における検討（毎週木曜）

○生徒の援助希求力の向上及び相談機能の充実

- すべての生徒に相談できる大人を
- ・心の週間、スクールカウンセラーによる全員面接
- ・保護者・地域・関係機関との連携

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 10時10分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 把握（観察・申し出・アンケート等）
- 事実確認（被害生徒等への聴き取り）
- 認知（いじめの有無について判断）⇔ 保護者に確認、合意形成
- 対応（具体的な対応）⇔ 保護者に確認、合意形成
↓ 継続的な見守り・確認
↓ ※ 概ね3か月
- 解消（いじめの有無について判断）⇔ 保護者に確認・合意形成
- ①いじめ行為が止んでいる ②被害生徒が心身の苦痛を感じていない

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 7月26日 「いじめへの組織的な対応」
校内での情報共有と事例検討
- 12月25日 「配慮を要する生徒への対応」
特別支援の視点からの講義と事例検討
- 他、「楽しい学校生活を送るための研修（Q-U）」を年2回（8月、12月）講師を招いて行う。

いじめの防止等に向けた授業、生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- 5月 道徳「相互理解・寛容」「思いやり」
「規範意識の醸成」
- 6月 学活「望ましい人間関係の構築」
- 11月 道徳「互いの個性の理解」
- 12月 道徳「公平・公正・社会正義」
- 2月 総合「国際理解」道徳「相互理解・寛容」
- 他、セーフティ教室（SNSの使い方）（5月）、SOSの出し方に関する授業（7月）、アンガーマネジメント（9月）等を実施する。

いじめの早期発見・解決に向けた取組

- いじめ・いやがらせアンケートと聞き取り（6月、11月、2月）
- いじめ対応の時間・・・いじめの端緒についての記録・整理・情報共有（毎週月曜放課後）
- 楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）
全学年で実施（7月・11月）
居心地が良く、やる気の出る学級づくりのため、分析をもとに学級経営の改善・向上を図る

いじめの未然防止に向けた取組

- 自己肯定感や自尊感情を高める取組
生徒を主体とした学校行事、部活動の活性化
二大行事（体育祭・音楽祭）、生徒会活動の活性化
- 魅力ある授業の実現
わかる実感、できる喜び、学び合いの授業を実現
- いのちや人権を大切に取る取組
「八王子いのちの大切さを共に考える日（7月）」「人権週間（12月）」に朝礼で講話を実施、
生命や人権を主題にした道徳の授業を行う。

相談しやすさ（相談できる大人）の向上を図る取組

- 心の週間（5月、9月、1月） 二者面談
- スクールカウンセラーの全員面接（1学期）
- 担任との日記連絡帳のやりとり
- キャリアパスポートの活用
- 地域・保護者との関わり
地域ボランティア（青少対クリーン作戦や子どもまつり、防災訓練）への参加、希望の丘草取りへのボランティア参加、学運協と生徒会との懇談・中山カフェ等を行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。